

令和3年第8回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和3年8月10日(火) 午後1時30分

2 閉会 令和3年8月10日(火) 午後3時19分

3 場所 総社市消防署 3階研修室

4 出席または欠席した農業委員

出席 14人

1番 渡邊 豊	2番 定井 正雄(会長)
3番 林 眞理(農政担当)	4番 國府 直幸
5番 若林 勤	6番 小原 弘
7番 小西 忍	9番 阿部 英志
10番 渡邊 則文	11番 能登谷 和正(会長代理)
12番 仮谷 昌典	13番 中田 省吾
14番 犬飼 正己	15番 秋山 陽太郎(農地担当)

欠席 1人

8番 河田 直樹

5 出席した農地利用最適化推進委員

石尾 弘	茅原 弘和	武田 英雄	前田 操	山田 隆正
池上 次男	竹内 功次	長代 悦和	東 茂	大月 泉
高上 忠義	黒江 冊旨	友野 伸樹		

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 赤星 敬太 次長 山室 浩二 主査 萬成 教雄 主任 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

1番委員 15番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第33号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第34号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第35号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第36号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について

報告第25号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第26号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第27号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(会長) それでは、只今より令和3年第8回総社市農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席は、農業委員が14名、欠席者は1名で8番委員でございます。農地利用最適化推進委員の方が17名出席しております。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告いたします。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしく願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、1番委員、15番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第

5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。それでは、農地担当の秋山委員よろしくお願
いいたします。

【議案第33号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当) それでは付議事件の審議に入ります。議案第33号、農地法第3条の規定による農地等
の許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号19番】

(農地担当) それでは19番、下倉の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(2番委員) この案件は、以前から受人がこの土地を借り受けて耕作しております。詳細につきまし
ては高上委員の方からお願いをいたします。

(農地担当) それでは、高上委員お願いいたします。

(高上委員) この案件は、以前から何年も小作をされていたので、地元としては問題ないと思います。
よろしく申し上げます。

(農地担当) この件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(委員) ありません。

(農地担当) それでは採決いたします。19番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) なし。

(農地担当) 異議なしと認め、19番は許可されました。

【受付番号20番】

(農地担当) 続きまして20番、影の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(2番委員) この案件ですが、受人は、ブドウを作るという事で、おじいさん二人でブドウを作って
やっております。農地を大切にされる方で、地元としたら問題ないと思います。審議よろ

しくお願いいたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(6番委員) すいません。受人は、下限面積が3反に足りない、これは別に関係ないのですか。

(次長) 下限面積ですね。昭和の下限面積は2反ですので大丈夫です。

(農地担当) 他にご質問等ございましたらお願いします。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。20番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) なし。

(農地担当) 異議なしと認め、20番は許可されました。以上で議案第33号の審議は終了いたしました。

【議案第34号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 次に、議案第34号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第34号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号10番】

(農地担当) それでは10番、西郡の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員) 状況ですけど、東が道路、西が畑、南が畑、北が宅地という事で、転用した場合の周辺農地への影響は無いと考えています。問題ないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(9番委員) この案件は、墓地ですが、お墓が無いという事で、今から準備しておくという事で作りたいです。営農条件への支障ですが、排水は自然排水。それから日照、通風については全く問題ないと思います。土砂の流出ですけど、盛り土の部分が崩れないようにするという事で、別に問題ないかと思しますので、よろしくをお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 県への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 県への諮問はいたしません。それでは採決いたします。10番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、10番は許可されました。

【受付番号11番】

(農地担当) 続きまして11番、山田の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員) 東が山林、西が道路、南が山林、北が畑という事で、転用した場合の周辺農地への影響は問題無いと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(7番委員) 申請者のお墓は山の中に一つありますけど、もう年をとったのでお墓を近くに持っていきたいという案件です。用水としては、個人墓につきまして使用はしません。排水については浸透による自然排水とし、生活雑排水は個人墓地なので発生しません。それから日照、通風は問題なしです。土砂流出については、延石を施工し、盛土が流出しないようにします。現地調査の結果、判断としては許可申請書の通りと判断し、特に問題ないと思われます。よろしくをお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 県への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 県への諮問はいたしません。それでは採決いたします。11番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、11番は許可されました。以上をもちまして、議案第34号の審議は全て終了いたしました。

【議案第35号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして、議案第35号、農地法第5の規定による農地等の転用許可申請について、
を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第35号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号46番】

(農地担当) それでは46番、井手の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員) 東が畑、西が宅地、南が道路、北が田という事で、問題ないと考えます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) 今回申請の農地でございますが、最近大きい道沿いに開発が進んでおるところであります。今回の開発によりまして、北側に農地が残りますが、渡人の本人の田でございますので地元としては問題ない案件と捉えております。よろしくご審議の程お願いいたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 県への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 県への諮問はいたしません。それでは採決いたします。46番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、46番は許可されました。

【受付番号48番】

(農地担当) 続きまして48番、福井の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員) 東は宅地、西が宅地、南が道路、北が宅地という事で問題ないと思います。
以上でございます。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) 当該農地でございますが、もう長い間耕作はされておらず、保全管理のみされておる農地でございます。周辺に農地はございません。集落の入り口に空いている荒廃農地もございますので、問題無いものとして考えておりますが、詳しくは茅原委員よろしくお願いたします。

(茅原委員) この申請地は暫く作付けされておられません。休耕地でございまして、保全管理だけされておりました。この度利用しようとしている土地は全体道路に囲まれておりました、その周りも宅地となっております。周辺農地への影響は無いと思います。総合的に見て問題はないかと思えます。どうぞよろしくお願いたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 今回のこの案件につきましては、県への諮問に出す要件、面積といたしまして3千平方メートル以上のものは県の諮問会議に付すという事になっておりますので、この案件につきましては当農業委員会の意向を添えたうえで、県の諮問会議に付し、その決定を受けて許可であれば許可証交付とさせていただきます。それでは、この件について採決いたします。48番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、48番は許可されました。

【受付番号49番】

(農地担当) 続きまして49番、井手の件につきまして現地調査の報告をお願いたします。

(13番委員) 東が田、西が田、南が宅地、北も宅地。ということで問題ないと思えます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員の説明をいたします。

(15番委員) 当該農地でございますが、毎月というほど転用案件が出てきているエリアでございます。周辺に田んぼは少なくなってきておりますし、逆にここだけ田んぼで残っても後々困るようになる所でございます。地元といたしまして、今回のこの開発について問題ないものと捉えておりますので、よろしくご審議の程お願いたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いたします。

(主査) 農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 県への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 県への諮問はいたしません。それでは採決いたします。49番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、49番は許可されました。

【受付番号50番】

(農地担当) 続きまして50番、福井の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員) 東が田、西が道路、南が田、北が宅地。ということで問題ないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員の説明をいたします。

(15番委員) 当該農地でございますが、市街化と水田地の境目に位置する農地でございます。段々と宅地化が進んでいるエリアでございます。詳しくは地元推進委員でございます茅原委員にお調べいただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

(茅原委員) 自己住宅としての転用申請でございます。段々この辺りも田んぼが無くなっていっている所で、今回の工事にあたりまして、外周土留の施工を行いまして、土砂流出を防ぎます。それから道路に沿って側溝を付けられまして、雨水等排水を出します。それから建設される建物は一般の木造二階建てですので、通風、日照に問題無いように極力心掛けるという事でございます。生活排水は、公共下水道に接続いたします。総合的に見まして、何も問題無かろうかと思えます。どうぞよろしくをお願いいたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 県への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 県への諮問はいたしません。それでは採決いたします。50番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、50番は許可されました。

【受付番号51番, 52番】

(農地担当) 続きまして51番, 52番, 関連案件ですので, 一括して審議をさせていただきます。
それでは, まず現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員) 51番ですけど, 東が宅地, 西が田, 南が道路, 北が宅地。52番ですけど, 東が田,
西が宅地, 南が水路, 北が道路。そういうことで問題ないと思います。以上です。

(農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員) 申請地はポツポツと新しい家が建っている地区です。詳細は, 前田委員からお願いいたします。

(農地担当) それでは前田委員, お願いいたします。

(前田委員) 転用申請地の周辺の状況は, 先程現地確認のとおりです。用水につきましては, 問題ありません。排水につきましては, 申請地への雨水は沈殿柵を設置し, 道路側溝へ接続します。生活雑排水につきましても, 合併浄化槽を使用して直接道路側溝に流入しないようにします。日照, 通風ですが, 問題ありません。土砂の流出につきましては, 隣接地へ土砂が流出しないようにする予定です。総合判断で特に問題ないと思います。よろしくご審議
お願いします。

(農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが, 甲種, 第1種, 第2種, 第3種のいずれの要件にも該当しない農地と
いうことで, 第2種農地と判断しています。

(農地担当) これらの件につきまして, ご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 県への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 県への諮問はいたしません。それでは採決いたします。これらを許可することにご異議
ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、51番, 52番は許可されました。

【受付番号53番】

- (農地担当) 続きまして53番, 種井の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。
- (13番委員) 東が墓地, 西が畑, 南が道路, 北が宅地。という事で, 問題ないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。
- (2番委員) 現地を確認いたしましたところ, 露天作業場にしても地域にとりましては何ら影響ないと思っております。詳細につきましては黒瀬委員の方からお願いいたします。
- (農地担当) それでは黒瀬委員, お願いいたします。
- (黒瀬委員) 申請地は, 露天作業場として使用するという申請でございますが, すぐ隣の宅地を申請者の方が購入して移住するという事でございます。この申請地に隣接する農地はありませんし, また, その周辺の農地にも影響ありませんのでよろしくお願いいたします。
- (農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが, 甲種, 第1種, 第2種, 第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで, 第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして, ご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) 県への諮問はいかがいたしましょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) 県への諮問はいたしません。それでは採決いたします。53番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 53番は許可されました。

【受付番号54番】

- (農地担当) 続きまして54番, 三須の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。
- (13番委員) 東, 道路, 西, 畑, 南が宅地, 北も宅地。という事で問題ないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。
- (14番委員) この案件の場所は, 三須地内の中心地です。詳細につきましては守安委員より説明いたしますので, よろしくお願ひします。
- (農地担当) それでは守安委員, お願いいたします。
- (守安委員) 用水は西側の道路にあります。排水については宅内に沈殿柵を設け, 既存の排水路に接続します。生活雑排水については申請地内に合併浄化槽を設け, 直接既存の排水路に流入しないようにします。それから日照, 通風は問題無いと思われます。土砂の流出ですが,

申請地と隣接地の境界部分にはコンクリートブロック擁壁等を設置し、土砂が流出しないようにします。総合判断的に問題ないと思われしますので、審議の程よろしくお願ひします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願ひいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 県への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 県への諮問はいたしません。それでは採決いたします。54番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、54番は許可されました。

【受付番号55番】

(農地担当) 続きまして55番、上林の件につきまして現地調査の報告をお願ひいたします。

(13番委員) 東が田、西が宅地、南が田、北が宅地。という事で問題ないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願ひいたします。

(14番委員) この案件については、現在宅地化が進んでいる上林地内です。詳細につきましては、守安委員より説明をお願ひいたします。

(農地担当) それでは守安委員、お願ひいたします。

(守安委員) 申請地の周りは宅地になっています。用水ですが、用水は道路の東側にあり、問題ありません。排水については、既存の排水路へ接続します。生活雑排水ですが、合併浄化槽に接続します。日照通風は、問題ありません。土砂の流出ですが、ブロック擁壁を設置し、隣接地に土砂が流出しないよう留意します。総合判断的に問題ないと思われしますので、審議の程よろしくお願ひします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願ひいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 県への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 県への諮問はいたしません。それでは採決いたします。55番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、55番は許可されました。

【受付番号56番】

(農地担当) それでは56番、長良の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員) 東が駐車場、西が堤防、南が駐車場、北も駐車場です。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員) 用水につきましては、もう農地が無くなりますので必要ありません。排水につきましては、露天駐車場の雨水は素掘り側溝により一度沈殿柵に導き、放流管により既設用排水路に放流します。日照通風につきましては問題ありません。土砂の流出等につきましては、露天駐車場の西側に素掘り側溝を設置して、雨水を沈殿柵に導き土砂流出を防止します。総合判断としまして、隣接地に影響ないものと思われまます。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 県への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 県への諮問はいたしません。それでは採決いたします。56番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、56番は許可されました。

【受付番号57番】

(農地担当) それでは57番、東阿曾の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員) 東が田、西が資材置場、南が宅地、北が道路。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(3番委員) 申請の農地は、この受人が資材置場として使用している土地の隣地にあたるものであり

ます。例外許可規定といたしまして、既存施設の拡張に該当するという事で今回申請に至った次第であります。詳しくは地元推進委員の武田さんをお願いしたいと思います。

(農地担当) 武田委員、お願いいたします。

(武田委員) 用水については露天駐車場・資材置場で問題ないと思います。排水については、雨水は擁壁内周に宅内柵を設け、既存排水路に接続するという事で問題ないと思います。日照通風は露天のため問題ありません。土砂の流出等については、コンクリート擁壁をするということですので。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地という事で、第1種農地と判断しています。例外許可規定として、既存の施設拡張という事でございます。

(農地担当) この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 県への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 県への諮問はいたしません。それでは採決いたします。57番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、57番は許可されました。

【受付番号58番】

(農地担当) 続きまして58番、岡谷の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員) 東が田、西が道路、南が山手分館、北が畑。という事で問題ないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(9番委員) 現地確認と被害防除計画、土地利用計画書を見させていただきました。問題無いと思いますが、詳細は友野さんをお願いします。

(農地担当) それでは友野委員、お願いいたします。

(友野委員) 営農条件についての影響、支障についてですが、用水は、支障はありません。排水については、申請地からの雨水は敷地内に設けた集水柵に集め、その後既存水路へ放流します。日照通風につきましては、問題ありません。土砂の流出等につきましては、境界ブロックで隣接地への土砂の流出を防止するという計画ですので問題ないと考えます。総合判断といたしまして、営農条件への影響、支障につきましては特に問題無きものと判断いたします。以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 県への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 県への諮問はいたしません。それでは採決いたします。58番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、58番は許可されました。

【受付番号59番】

(農地担当) 続きまして59番、北溝手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員) 東が道路、西が宅地、南が田、北が道路。そういう事で問題ないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員) 詳しくは前田委員の方からお願いします。

(農地担当) それでは前田委員、お願いいたします。

(前田委員) 営農条件への影響につきまして、用水につきましては周辺に水田はなく、畑の為に必要はないと思います。排水につきましては、申請地からの生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風は問題ありません。土砂の流出につきましては、申請地と隣接地との境界部分にはブロック擁壁を設置し、隣接農地へ土砂が流出しないように計画しています。総合判断として、特に問題無いのでよろしくご審議願います。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 県への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 県への諮問はいたしません。それでは採決いたします。59番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、59番は許可されました。

【受付番号61番】

(農地担当) 続きまして61番、上林の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員) 東が宅地、西が宅地、南が田、北が道路。そういう事で問題ないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員) この案件につきましては、現在宅地化が進んでいる上林地内です。詳細につきましては守安委員が説明しますので、よろしくをお願いします。

(農地担当) それでは守安委員をお願いします。

(守安委員) 用水につきましては道路の北側に水路がありまして、問題無いと思われます。排水については、雨水、生活排水は一体利用となっておりますので、何も問題無いと思われます。日照、通風も現状と変わらないので、周囲の影響は無いと思われます。土砂についても西側に擁壁と、ブロックで区画しておりますので、土砂の流出はないと思われます。総合判断的に何も問題無いと思われます。よろしくをお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 敷地拡張という事で出ておりますが、境界を迷っていたという事で、その分を分筆してという事で出ています。始末書も提出されております。農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 県への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 県への諮問はいたしません。それでは採決いたします。61番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、61番は許可されました。

【受付番号62番】

(農地担当) 続きまして62番、宿の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員) 東が田、西が宅地、南が畑、北が道路。という事で問題無いと思われます。以上です。

- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (9番委員) 場所ですけど、周りは住宅地になっています。現地確認と、それと防除計画書を見させていただきましたが、何ら問題無いと思います。詳細は、黒江委員からお願いします。
- (農地担当) それでは、黒江委員をお願いいたします。
- (黒江委員) 用水については、問題ありません。排水については、柵に集水してその後道路の側溝に放流するような計画になっております。日照通風については、問題無いです。土砂の流出等については、周囲は擁壁の施工を全てするようになっているので、土砂の流出は特に問題無いと考えます。総合的に特に問題無いと思っております。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) 県への諮問はいかがいたしましょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) 県への諮問はいたしません。それでは採決いたします。62番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、62番は許可されました。

【受付番号45番】

- (農地担当) 続きまして45番、井手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。
- (13番委員) 東が田、西が宅地、南も宅地、北側が幼稚園。問題無いと思われまます。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。
- (15番委員) 今回、駐車場への転用という事ですが、以前に一時転用が出ていて、その時も駐車場でした。今回の件についても、地元といたしましても問題は無いと聞いておりますので、よろしくご審議の程をお願いいたします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 転用目的の駐車場で、転用の期間一時転用という事で、許可の日から9月30日までという事で一時転用という事になっています。農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 県への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 県への諮問はいたしません。それでは採決いたします。45番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、45番は許可されました。

【受付番号47番】

(農地担当) 続きまして47番、清音三因の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員) 東が畑、西が田、南が道路、北が畑。という事で問題無いと思われます。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(5番委員) 営農条件への影響について、用水については特に問題ありません。排水について、生活雑排水は公共下水道に接続し、既存の排水路に流入しないようにします。日照通風については問題ありません。土砂の流出について、隣接地の境界部分には建築ブロック壁を設置し、土砂の流出の恐れはありません。以上です。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 県への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 県への諮問はいたしません。それでは採決いたします。47番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、47番は許可されました。

【受付番号60番】

(農地担当) 続きまして60番、西郡の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員) 東が宅地、西が田、南が道路、北が田。という事で問題無いと思われます。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(9 番委員) 排水については、既存水路に放流するので問題ありません。日照通風については、境界線より可能な限り両サイドを離して隣近所に迷惑をかけないようにするという事です。土砂の流出ですけど、コンクリートブロック等で擁壁を設置し、土砂の流出をしないようにするという事で、総合的に判断して問題無いと考えます。よろしくをお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 県への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 県への諮問はいたしません。それでは採決いたします。60番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、60番は許可されました。以上をもちまして、議案第35号の審議は全て終了いたしました。

【議案第36号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について】

(農地担当) 次に、議案第36号、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) **【議案第36号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について朗読】**

【受付番号1番～7番】

(農地担当) 只今説明がございました用途廃止ですが、7件出ておりますが、ほぼ同じ所でございます。地図の方、資料の末の地図の方見ていただきまして、先程5条でございました長良の案件の隣接地の用途廃止でございます。今回のこの用途廃止につきまして、現地を確認していただいておりますので、4番委員何かご意見がございましたらお願いいたします。

(4 番委員) 区域外の既設道路と事業計画区域内の道路も既に接続されて、問題ありません。西側の水路の泥上げ場所も今回確保され、軽四自動車程度は十分行き来できるようになります。

以上、問題ありません。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) なければ今回7件の用途廃止、公衆用道路が3件、用悪水路が2件、水路が2件でございますが、これらについて用途廃止を行っても周辺営農上問題なしと回答してもよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) それでは、周辺営農上問題なしと農業委員会として回答をさせていただきます。以上で議案第36号は終了いたしました。

【報告第25号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告事項に入ります。報告第25号、農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第25号 報告書について朗読】

【報告第26号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第26号、農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第26号 報告書について朗読】

【報告第27号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について】

(農地担当) 次に、報告第27号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第27号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当) 26ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。以上ですが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。ただし8ページ、5条の56番につきましては、県の農業会議の諮問会議に付し、許可意見の答申を受けた後に速やかに許可書を交付いたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が2件、4条関係も2件、5条関係が18件でございました。また、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について、周辺営農上問題無しと回答することといたしました。以上で、日程第3付議事件の審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

【日程第4 その他】

(会長) ありがとうございました。次に、日程第4、その他に入ります。委員の方から何かありませんか。

(委員) なし。

(会長) それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

閉会 午後3時19分